

平成21年1月から、75歳到達月の 高額療養費限度額が半額になります。

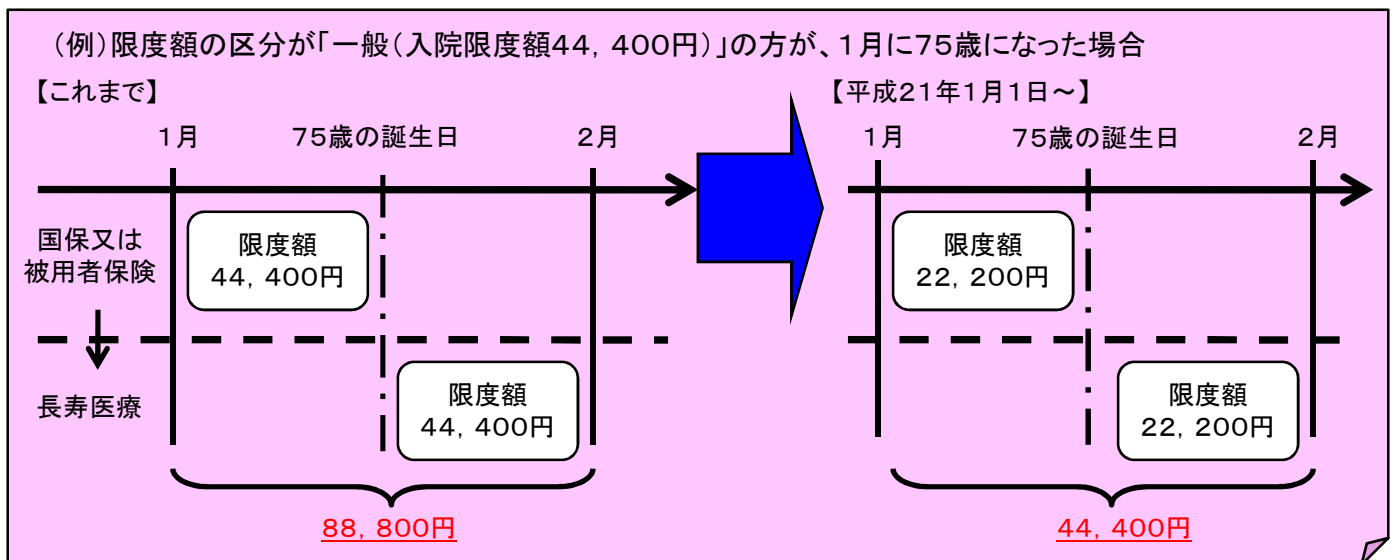
(保険医療機関の皆様へ)

平成20年12月 岡山県保健福祉部

これまで、75歳の誕生日を迎えられた方の誕生月における高額療養費は、「誕生日以後の長寿医療制度」と「誕生日前の医療保険」と2つの制度に加入することになるため、レセプトが別々となり、それぞれの制度の限度額までお支払いいただくことがありました。

このたび、国の制度改正に伴い、平成21年1月診療分から、75歳の誕生月のみ、それぞれの制度における限度額が半分になることとされましたので、お知らせします。特に、有床の保険医療機関におかれましては、窓口での徴収額が変更となりますので、ご注意ください。

また、社会保険の被保険者本人が75歳になることで、医療保険を変わらなくてはならない被扶養者の方などについても、限度額が半分になります。



対象となる方

- ① 75歳になり、長寿医療制度に加入される方
- ② 社会保険の被保険者本人が75歳到達により長寿医療制度に加入した場合の、被扶養者
- ③ 国民健康保険組合の組合員本人が75歳到達により長寿医療制度に加入した場合に、市町村国保等に保険を変えた同一世帯の被保険者

窓口徴収方法

【外来】

- ・医療機関窓口では、1割または3割を徴収してください。
(従前と取扱いは変わりません。)
- ・半額となった一部負担限度額(4,000円～22,200円)との
差額は、広域連合から償還給付されます。

【入院】

- ・医療機関窓口では、1割または3割を徴収してください。
- ・ただし、1割または3割相当額が、半額となった一部負担
限度額(7,500円～40,050円+1%)に達した場合は、そこ
で徴収を止めてください(現物給付)。

<限度額一覧例(後期高齢者医療に加入した本人の場合)>

| | 自己負担限度額 (世帯合算) | | |
|---------|-------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| | 外来(個人) | 個人合算 | |
| 現役並み所得者 | 22,200円 | 40,050円 +1% (22,200円) | 80,100円 +1% (44,400円) |
| 一般 | 6,000円 | 22,200円 | 44,400円 |
| 低所得Ⅱ | 4,000円 | 12,300円 | 24,600円 |
| 低所得Ⅰ | | 7,500円 | 15,000円 |

注1. ()内の金額は、多数該当の場合。

注2. 個人合算の1%は、(医療費-133,500円)×1%

注3. 世帯合算の1%は、(医療費-267,000円)×1%

レセプト記載方法

1. 「療養の給付」欄

半分となった限度額を徴した場合は、「負担金額」欄にその金額を記載ください。

2. 「特記事項」欄

対象者①の場合

患者本人が75歳到達し、半分となった限度額を徴した場合においても、特に「特記事項」欄に記載することはありません。

対象者②③の場合

社会保険の被保険者が75歳に到達した場合の被扶養者等の場合は、特記事項に「高半」を記載してください。

| 診療報酬明細書 (医科入院) | | 都道府 県番号 | 医療機関コード | 1 医科 | 1社・国 2公費 | 3後期 4退職 | 1単独 22併 33併 | 1本入 2六入 3家入 | 7高入 9高入7 |
|---------------------|---------------|------------|---------|---------|-------------|------------|-------------------|-------------------|--------------|
| — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 公費負担者番号① | 公費負担医療の受給者番号① | — | — | — | — | — | — | — | 1098 7() |
| 公費負担者番号② | 公費負担医療の受給者番号② | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 被保険者番号 | 被保険者番号 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 被保険者証・被保険者手帳等の記号・番号 | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 区分 | 精神 | 結核 | 療養 | 特記事項 | | | | | |
| 氏名 | 1男 2女 | 1明 2大 | 3昭 4平 | . . 生 | | | | | |
| 職務上の事由 | 1 職務上 | 2 下船後3月以内 | 3 通勤災害 | — | | | | | |
| 保険医療機関 | — | | | | | | | | |
| 地及び名称 | — | | | | | | | | |

特記事項に「高半」または「21」を記載

3. その他

いずれにも該当する場合

65歳から75歳未満の者であって、後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた者が、75歳に到達した月に療養を受けた場合（この場合は、レセが分かれなため、限度額は1/2にならない）

「負担金額」の項に金額を記載する場合、又は「長02」マル長の場合

「摘要」欄に 障害 と記載する。

医療機関窓口での 確認方法

<設定>

二世帯
健康保険被保険者本人:岡山太郎
被扶養者(妻・72歳):岡山花子

岡山太郎が平成21年2月15日に
75歳になる

1. 後期高齢者になる人本人 (対象者の①)

後期高齢者になる前

| 健康保険被保険者証(本人) | |
|---------------|-----------|
| 氏名 | 岡山太郎 |
| 生年月日 | 昭和9年2月15日 |
| 資格取得 年月日 | 平成元年4月1日 |

生年月日から、
その月の途中で
75歳になることを判断

健康保険での給付は、
2月14日まで！！

後期高齢者になった後

| 後期高齢者医療被保険者証 | |
|--------------|------------|
| 氏名 | 岡山太郎 |
| 生年月日 | 昭和9年2月15日 |
| 資格取得 年月日 | 平成21年2月15日 |

資格取得年月日から、
その月の途中から
後期高齢者医療に変わった
ことを判断

それぞれ高額
療養費限度額
半額

後期高齢者医療
としての給付は、
2月15日から！！

2. 社会保険被保険者が75歳になったときの被扶養者 (対象者の②③)

被保険者本人が後期高齢者になる前

| | |
|---------------|-----------|
| 健康保険被保険者証(本人) | |
| 氏名 | 岡山太郎 |
| 生年月日 | 昭和9年2月15日 |
| 資格取得年月日 | 平成元年4月1日 |

| | |
|---------------|-------------|
| 健康保険被保険者証(家族) | |
| 氏名 | 岡山花子 |
| 被保険者氏名 | 岡山太郎 |
| 生年月日 | 昭和11年11月20日 |
| 資格取得年月日 | 平成元年4月1日 |

被保険者本人が75歳になることから、
被扶養者である患者も、
その月の途中で保険が変わることを判断

健康保険での給付は、
2月15日まで！！

それぞれ高額療養費限度額
半額

被保険者本人が後期高齢者になった後

| | |
|---------------|-----------|
| 健康保険被保険者証(本人) | |
| 氏名 | 岡山太郎 |
| 生年月日 | 昭和9年2月15日 |
| 資格取得年月日 | 平成元年4月1日 |

| | |
|---------------|-------------|
| 健康保険被保険者証(家族) | |
| 氏名 | 岡山花子 |
| 被保険者氏名 | 岡山太郎 |
| 生年月日 | 昭和11年11月20日 |
| 資格取得年月日 | 平成元年4月1日 |

被保険者本人が75歳になったことから、
被扶養者である患者が、
その月の途中で
保険を変えたことを判断

| | |
|-------------|-------------|
| 国民健康保険被保険者証 | |
| 氏名 | 岡山花子 |
| 生年月日 | 昭和11年11月20日 |
| 資格取得年月日 | 平成21年2月16日 |

国民健康保険
としての給付は、
2月16日から！！

複写

複写

前の保険証

新しい保険証